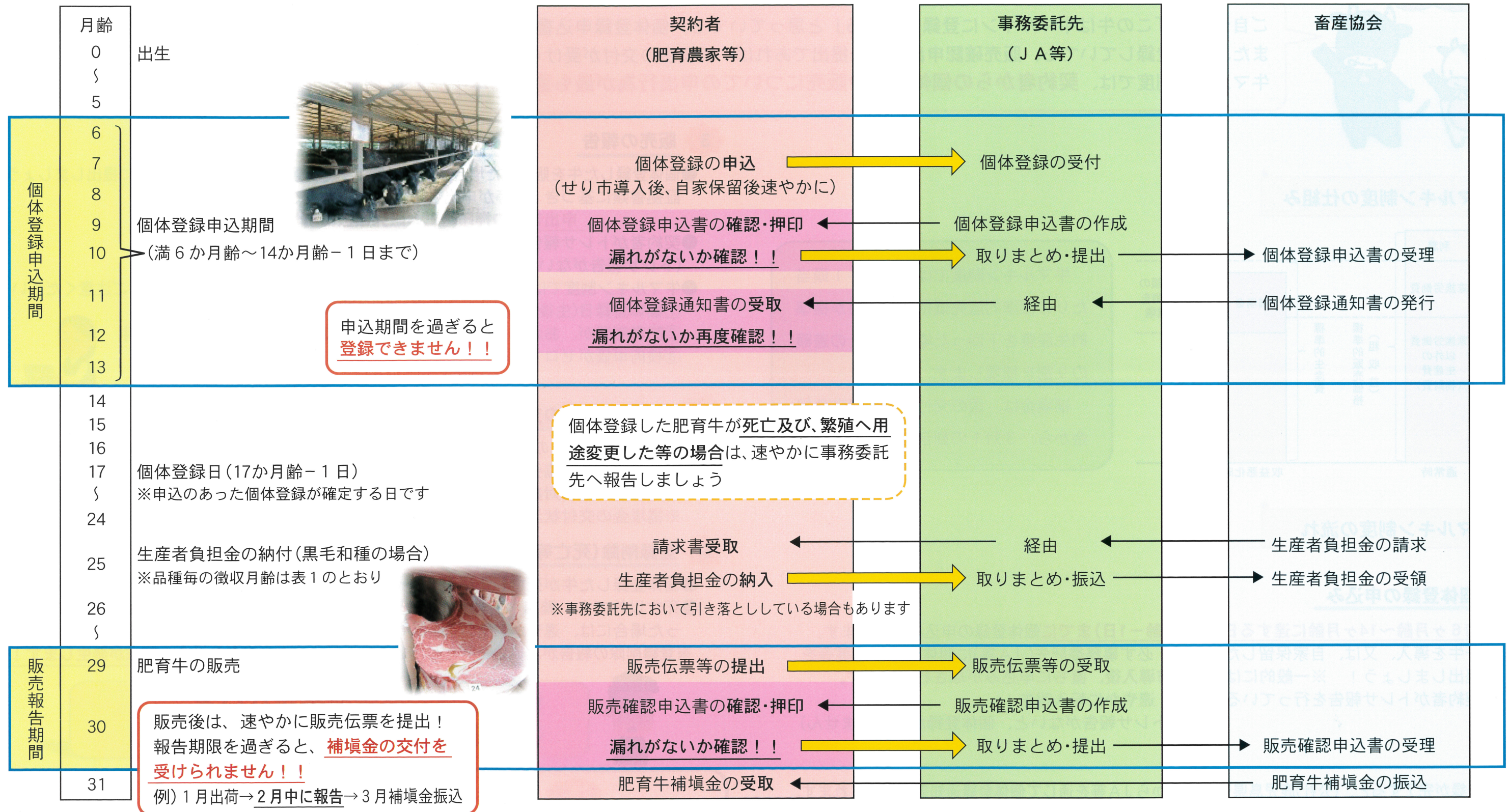




肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン制度)の事務手続きの流れ



例) 黒毛和種を29か月齢で出荷した場合を示す



注意
 すべての販売を事務委託先では把握できません！
 (例：緊急早だし出荷、庭先販売、成牛市場、主要出荷先以外への出荷等)
速やかに、事務委託先に報告しましょう！

表1 生産者負担金 徴収月齢

品種区分		徴収月齢	品種区分		徴収月齢
肉専用種	黒毛和種	満25か月齢	交雑種	満22か月齢	
	褐毛和種	満22か月齢	乳用種	満18か月齢	
	その他肉専用種	満20か月齢			

詳しいことをお知りになりたい方は、最寄りの農業協同組合、又は畜産協会までご連絡下さい

公益社団法人 鹿児島県畜産協会
 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町15番地 JA鹿児島県会館7F
 TEL:099-258-5662 FAX:099-255-9483

